

審理員候補者名簿(保健医療部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
保健医療部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部医務課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部医務課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部健康増進課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部健康増進課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部薬務課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部薬務課の副課長又は班長の職(行政職5級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部生活衛生課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部生活衛生課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部疾病対策課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部疾病対策課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者